

大和市防災会議条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大和市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3・4 略</p> <p>5 委員は、35人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u></p> <p>(9) その他市長が必要と認めた者</p> <p>6 <u>前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>7 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、<u>次の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大和市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>大和市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3・4 略</p> <p>5 委員は、35人以内とし、<u>次の各号</u>に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その他市長が必要と認めた者</p> <p>6 <u>前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>7 略</p>